

## 【震災等をめぐる情勢】

### 1. 直近の東日本大震災をめぐる情勢

- ① 東日本大震災の農林水産業被害額 2 兆 4 2 6 8 億円（うち農業 9, 4 7 6 億円）（※ 3 月 5 日農林水産省調査）
- ② 津波被害を受けた農地が約 2. 4 万 h a。政府は、その約 4 割が今年度末までに営農再開が可能となっている。
- ⇒復旧が計画通り進んでいない、復旧後の農地でも普通に営農できる状況になっていない等の問題が生じており、4 割営農再開の実現は不透明。
- ③ 政府は、23 年度の復旧・復興関係経費（第 4 次補正を除く）の執行状況を発表。予算額 15 兆円のうち 60.6%が執行。（農林水産省関係：予算額 1.5 兆円、執行率 40%）。

### ○ 農業関係の復旧・復興状況（7 月 6 日 農林水産省）

| 項目       | 被害状況   | 進捗状況 (%)                                     |    |    |    |    |     | 備考  |
|----------|--|--|----|----|----|----|-----|---|
|          |  | 0  | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 |   |
| 農地       | 6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地<br>→21, 480ha         | 39%<br>(平成24年度までに営農再開が可能となる見込みの面積：約8, 310ha) |    |    |    |    |     | ※津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」において、おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す |
| 農業経営体    | 津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県)<br>→約10, 200経営体<br>(3/11時点) | 40%<br>(約4, 090経営体が経営再開)                     |    |    |    |    |     | ・経営を再開した約4, 090経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(3/11時点)(東北・関東6県)  |
| 農業集落排水施設 | 被害のあった青森県から長野県までの11県の被災地区数→401地区                   | 89%<br>(復旧完了又は実施中:356地区)                     |    |    |    |    |     |   |

## 2. 直近の原発事故対策をめぐる情勢

### (1) 農地の除染にかかる動向

- ① 昨年8月に、政府は「除染に関する緊急実施基本方針」を決定し、主な除染対象として「農地」を盛り込んだ。
- ② しかし、組織的な除染作業は、まだ一部しか実施されておらず、除染の体制整備など、本格的な除染の実施に向けた対応が課題。

### (2) 出荷制限等の動向

- ① 現在、政府による出荷制限指示は、原乳、野菜、果樹、米、シイタケ、野菜、果樹等に対して出されている。
- ② 政府による出荷制限指示のほか、県による出荷自粛や牧草・堆肥の利用自粛が継続して行われている。

### (3) 原発事故による影響と課題

#### ① 風評被害による農畜産物価格の下落

原発事故より1年以上経過した現在においても、一部地域では風評被害により、農畜産物価格の下落が継続。

特に、福島県産は、全国的には回復傾向にある品目を含め、多くの品目で価格が低迷。

#### ② 汚染稲わら・牧草・堆肥等の滞留

一部の地域において、汚染稲わら・牧草・たい肥・農産物等の処分・移動ができず、圃場・牛舎等に滞留している状況。

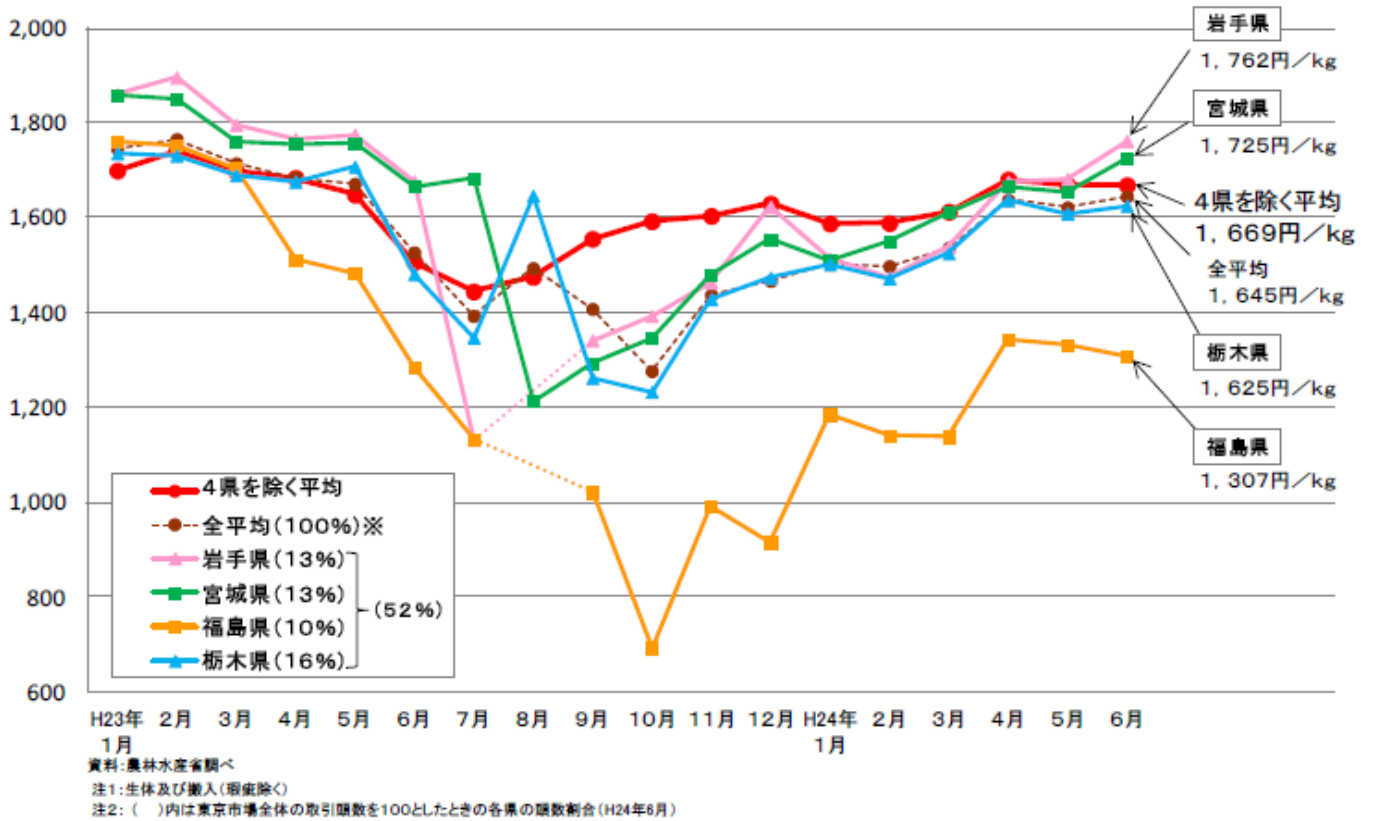
#### ③ 廃用牛の飼い直し

廃用牛は、新基準値（100 Bq/kg）の導入により、長期間の飼い直し期間が必要となり、生産者の牛舎に滞留している状況。

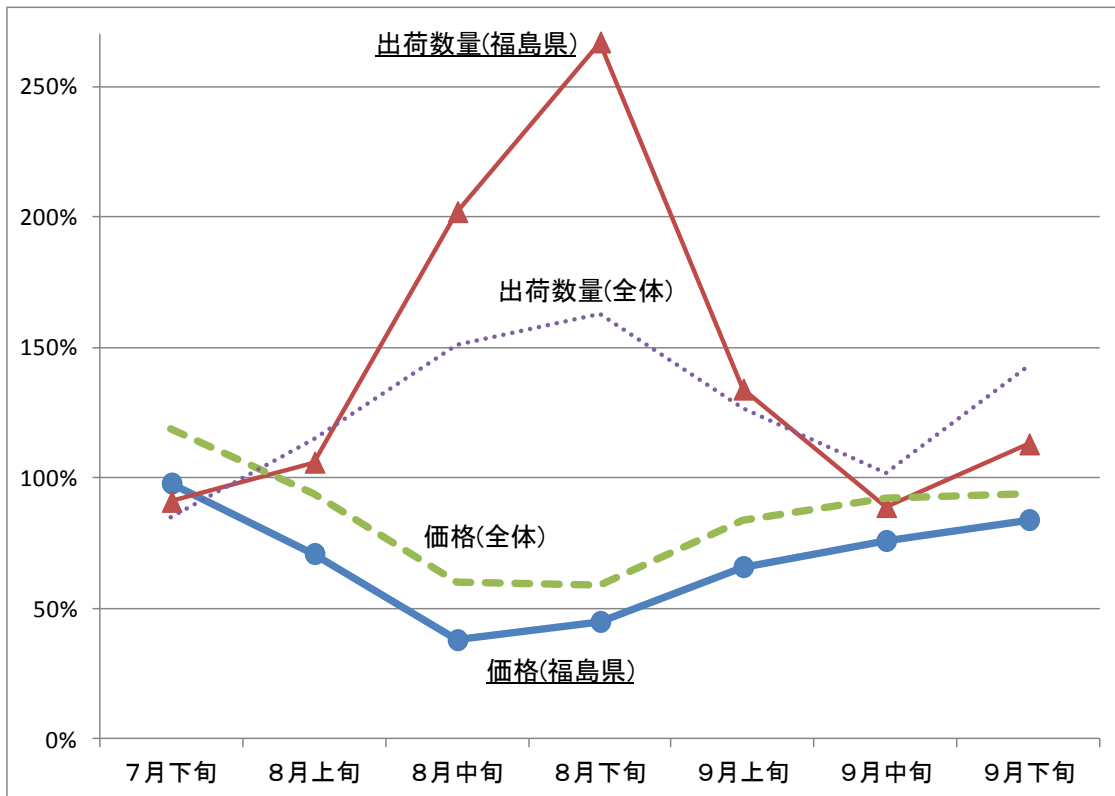
#### ④ 牧草等の利用自粛

牧草利用自粛の解除には、牧草地の除染が必要となるが、除染の体制等が整備されておらず、いまだ一部しか実施されていない。

○ 最近の東京市場における牛枝肉卸売価格（和牛去勢全規格平均）  
（円/kg）



○ モモの前年(23年)の価格と出荷量の推移(関東市場)



資料：農林水産省

#### (4) 損害賠償に関する取組み

- ① J Aグループは、昨年4月から東京電力に対して損害賠償請求を開始。6月末現在、19都道府県協議会（設置数：21県）から請求。
- ② 6月末現在、請求額2,306億円のうち、1,523億円が支払われている。一部請求については、賠償金の支払いが滞っている状態。

### 3. J Aグループのこれまでの取組みと今後の対応

- ① J Aグループでは、被災直後より全国からあらゆる被災地支援に取り組んできた。本年3月には、J Aグループとして継続的に募金や職員派遣などの支援を行うことを決定。

#### <主な取組み(4月～)>

##### ア. J Aグループ復興支援募金（第二期）

被災県のJ Aグループの復興・再建を中期的に支援するため、3年間を募集期間とした募金を実施中。

##### イ. ボランティアの派遣

農水省の事業を活用した「農山漁村ふるさと応援プロジェクト」を通じ、援農型、交流型等のボランティア338名派遣（\* J Aグループ職員以外を含む、7月19日現在）。

##### ウ. その他

被災J Aに他J Aの職員・OBが出向き、被災J Aの復旧・復興に係る実務支援を行うため、6月に本会理事会で派遣要領を決定。現在、圃場整備や農地集積円滑化、交付金等に関して知識・経験等を有する者を1J Aに1名派遣し、複数の被災J Aと調整中。

- ② 深刻化している風評被害対策として、営農指導の強化等による生産管理の徹底等を行い、新たな基準値を遵守していくとともに、国内産農畜産物に対する消費者の信頼回復に向けた取り組みを展開する。
- ③ 被災J A等の実態・要望をふまえ、24日に震災対策および原発事故対策に関する要請を決定。同日中に、復興庁、農林水産省、文部科学省に要請を行う。  
東電には、引き続き早期賠償金の支払いを強く求めていく。